

保険料納付要件 (直近1年間)

図解 1

全ての期間保険料を納付している場合

年	H27						H28										
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付の有無	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
納付年月日	27.8.31	27.9.30	27.10.31	27.11.30	28.1.4	28.1.31	28.3.1	28.3.31	28.4.30	28.5.31	28.6.30	28.7.31	28.8.31	28.9.30	28.11.1	28.11.30	29.1.4
年金制度	国民年金加入中																

▲ 初診日
H28.11.10

初診日の前日(H28.11.9)において初診日の前々月までの直近の1年間(12月)に未納期間がないので保険料納付要件を満たしています。(H28.9月~H27.10月までの1年間がすべて保険料納付済になっているため)

図解 2

全ての期間保険料を納付しているが、初診日より後に納付した場合

年	H27						H28										
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付の有無	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
納付年月日	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10
年金制度	国民年金加入中																

▲ 初診日
H28.11.10

初診日の前日(H28.11.9)において初診日の前々月までの直近の1年間(12月)に未納期間がないので保険料納付要件を満たしているように見えますが、**初診日の前日(H28.11.9)より後に保険料を納付していますので、この場合は保険料納付済期間となりえません。**

※国民年金保険料の納付期限は、「翌月末日」です。初診日の前々月で納付要件を判定する理由としては、この図解ですとH28.10月分の保険料については納付期限がH28.11月末ですので、初診日を過ぎてからの納付で構わないということなのです。